

## コミュニティケアに関する基礎的研究

### ーコミュニティケアと社会福祉の地平

青森県立保健大学 渡邊 洋一 (1926)

キーワード：コミュニティケア、英国、地域福祉

#### 1. 研究目的

我が国の社会福祉の実施体制は、平成12年の社会福祉法の成立によって、地域福祉の推進が中心的な視点となった。介護保険制度や障がい者福祉の総合法の成立など実施体制が変化している。

昭和26年社会福祉実施体制 社会福祉事業法による戦後の措置制度中心

平成2年社会福祉実施体制 社会福祉事業法の改正による団体委任事務、計画

平成12年社会福祉実施体制 社会福祉法の成立と介護保険制度の開始

平成25年以後の社会福祉実施体制 新しい社会福祉の課題への対応

上記は、戦後の社会福祉の実施体制について簡略にまとめたものである。平成25年以後、社会保障制度の再編が行われる中で、社会福祉の実施体制は、変革が求められている。その我が国の解決すべき課題として、英国のコミュニティケア実施体制から学ぶべきことがあると考えている。そこで、筆者はコミュニティケアの研究として『コミュニティケア研究』と『コミュニティケアと社会福祉の展望』（相川書房）から単著として研究の成果を問うてきた。特に、知的障がい児者のコミュニティケアの研究と英国のコミュニティケアの研究をしてきたものである。

本年、新しく前記の著作を改定して『コミュニティケアと社会福祉の地平』として出版して研究の成果を公表することとした。

#### 2. 研究の視点および方法

我が国の視野会福祉の実施体制は、戦後処理のための昭和26年度実施体制の特徴である。措置制度・社会福祉法人・手帳制度など本法独自の体制として今日を迎えている。本研究の報告では、英国の社会福祉実施体制が「NHS and コミュニティケア法」が1990年に成立した経過からコミュニティケアのシステムの意義について報告する。英国と対比して、我が国の措置制度と福祉事務所の体制の課題や、社会福祉法人のあり方への疑問、個別法から包括法へという実施体制の移行への提案などをまとめてみたい。

課題 昭和26年社会福祉実施体制と措置制度

昭和26年社会福祉実施体制と福祉事務所体制

昭和26年社会福祉実施体制と障がい者手帳制度

昭和26年社会福祉実施体制と社会福祉法人

- 展望 コミュニティケア実施体制と社会サービス法  
コミュニティケア実施体制と介護保険法と児童福祉法と権利法と社会サービス法  
コミュニティケア実施体制と北海道伊達市の太陽の園を核とした地域移行の成果  
コミュニティケア実施体制と新潟県長岡市こぶし苑を核として地域展開の成果  
コミュニティケア実施体制と富山県富山市のこの指とまれの実践の成果  
コミュニティケア実施体制と静岡県富士見市の地域包括支援センター方式

### 3. 倫理的配慮

社会福祉学会の倫理規定などに準拠して配慮した研究である。

### 4. 研究結果

英国コミュニティケア研究と岡村重夫の地域福祉研究から、知的障がい者フィールド研究を基礎研究として取り組んできた。その成果として『コミュニティケアと社会福祉の地平』（相川書房 2013 発刊予定）として出版することとした。

あわせて、岡村重夫の地域福祉の研究の成果として、岡村がいう地域社会関係という視点に着目して岡本榮一主催の「なぎさ福祉コミュニティ研究会」に参加して『なぎさの福祉コミュニティを拓く』（大學教育出版 2013）を出版することもできた。

ここでの論点は、コミュニティケア研究として、岡村重夫の社会関係論の重要性を確認することができた。特に、岡村の社会関係の主体的側面だけが着目されてきたが、地域社会関係と社会関係の客体的側面に関する岡村自身による説明が乏しく忘れられてきた観がある。その視点に着目してコミュニティケア研究として深めることが出来た。岡村の社会関係の客体的側面を軽傷するとすれば、仮説であるが「社会サービス法」という包括法の必要性が読み取れるように思う。また、地域社会を基盤とした社会福祉のあり方を検討した時、地域福祉型社会福祉へと収斂しているのではないかとの仮説を提起することとした。

### 5. 考察

最近の優れた実践を学ぶことで（北海道伊達市、静岡県富士宮市、新潟県長岡市、富山県富山市など）、英国のコミュニティケア実施体制を目標として、我が国でも、社会サービス法の必要性や障害者手帳制度廃止、社会福祉法人から公益法人など広く参入を図る必要性、そして、地域包括支援システムの構築が求められていることが理解できた。このことは、コミュニティケア実施体制として我が国の視野会福祉の将来の姿ではないかと考えている。